

65歳以上のみなさんへ

# 介護保険料 のご案内

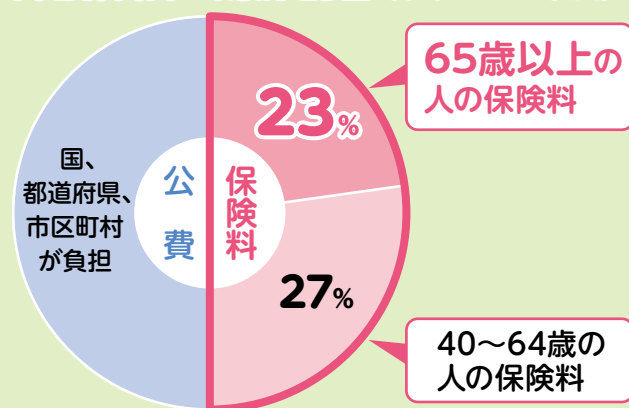
令和  
8年度  
版



介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、「公費」を財源として、運営されています。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

## 介護保険の財源割合 (令和6～8年度)



## 介護保険料が 決まりました!

介護保険料は3年ごとに見直されます。  
令和6年度からは、第9期(令和6～8年度)の  
介護保険料になりました。

## 介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。また、これらの措置を受けても保険料を納める義務はなくなりません。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。  
延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。  
申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。  
申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、  
滞納している保険料にあてられる場合があります。

2年以上滞納

サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられます。  
また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

ご注意ください!



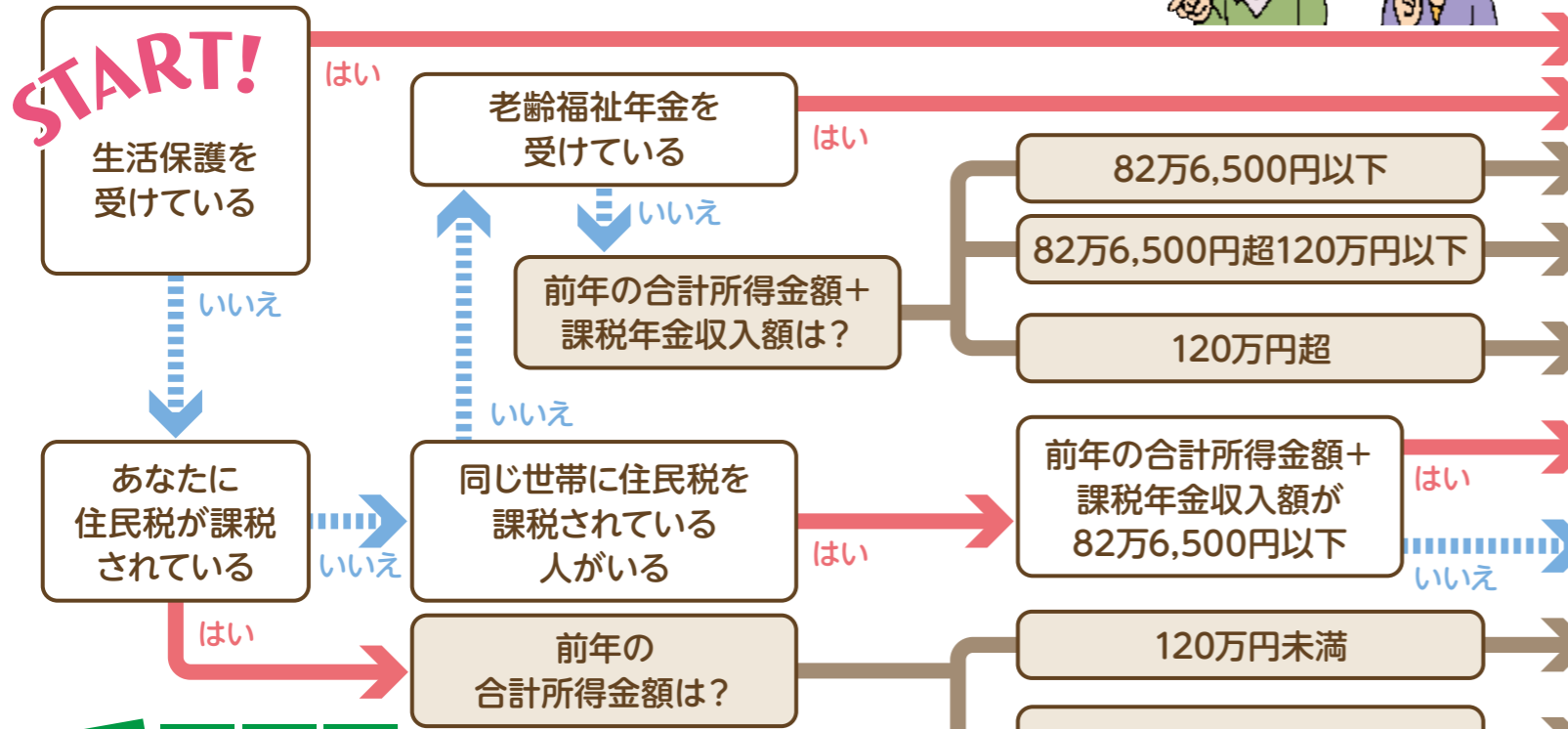
災害などの特別な事情で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに担当窓口にご相談ください。

# 介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得などに応じて決まります。



## 自分の介護保険料を確認してみましょう



## 65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めます。65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料（4月から、65歳になる月の前月までの分）を、**年度末までの納期に分けて**納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

介護保険料を単独で納め始めるのは…

**例** 10月1日 生まれ → 9月分から納めます

10月2日 生まれ → 10月分から納めます

所得段階	対象者	調整割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 × 0.285	1,638円	19,700円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	基準額 × 0.40	2,300円	27,600円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 × 0.685	3,939円	47,300円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 × 0.85	4,888円	58,700円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超の人	基準額	5,750円	69,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	6,900円	82,800円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	7,475円	89,700円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	8,625円	103,500円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.65	9,488円	113,900円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.70	9,775円	117,300円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 1.80	10,350円	124,200円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 1.85	10,638円	127,700円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.00	11,500円	138,000円
第14段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.25	12,938円	155,300円

### 用語説明

- 合計所得金額**  
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。  
土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- 課税年金収入額**  
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

### 税制改正による特例

令和8年度の介護保険料算定に限り、税制改正による給与所得控除の額（65万円）を適用せず、従前の控除額（55万円）に基づいた合計所得金額で、保険料所得段階を決定します。このことにより、住民税が税法上非課税となっても、保険料の算定上は課税扱いとみなされる場合があります。  
ただし、令和7年度が住民税非課税の方で、令和8年度は税制改正による影響の範囲内で住民税が非課税となった方は、特例により保険料の算定上も住民税非課税とみなされます。

税制改正：個人住民税における給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

●年額保険料については、100円未満切り上げ  
※第1～3段階は、軽減措置後の保険料率および保険料です。

※このパンフレットのフローチャートは、上記、「税制改正による特例」を加味してご利用ください。

# 介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。納め方は法律で決められているため、自分で選ぶことはできません。

## 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 年額18万円（月額15,000円）以上の人

### 特別徴収

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは特別徴収の対象にはなりません。

年間保険料は6月以降に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



前年度	本年度					
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月と同額を納めます。			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。		

年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 新たに65歳になった場合
- 年金の受給が始まった場合
- 他の市区町村から転入した場合 など

## 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 年額18万円（月額15,000円）未満の人

### 普通徴収

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

#### 口座振替がおすすめです！

- 便利** 納期のたびに納めに行く必要がありません。
- 安心** 自動的に引き落としされるので、納め忘れの心配がありません。
- 確実** 一度手続きをすると、自動的に翌年度以降も継続されます。

右のものを持って、市役所または出張所  
でお申し込みください。

預（貯）金通帳

通帳届け出印

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。



#### ●お問い合わせ窓口

お問い合わせ ご相談窓口	介護保険料について	税務課 保険税担当	TEL 358-3164
	その他（認定申請・介護に関する相談について）	長寿福祉課 介護保険担当	TEL 358-0513
		富谷市保健福祉総合支援センター	TEL 348-1138